

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	矢吹町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/dir002854.html

執行機関名 矢吹町教育委員会

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)別表第3第14項 子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)第1条	矢吹町こども医療費助成に関する規則(平成26年教委規則第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童の健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この規則は、こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病又は負傷の治ゆを促進し、 <u>こどもの健康の保持増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		矢吹町こども医療費助成に関する規則(平成26年教委規則第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 3 号	矢吹町こども医療費助成に関する規則(平成26年教委規則第5号)第5条
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	矢吹町こども医療費助成に関する規則(平成26年教委規則第5号)第9条の申請についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 3 号 イ	矢吹町こども医療費助成に関する規則(平成26年教委規則第5号)第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報